白山手取川ジオパークロゴマークとキャラクター ご利用の手引き

白山手取川ジオパーク推進協議会 http://hakusan-geo.main.jp





目次

第1章	申請の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	ロゴマークのデザインについて・・・・ 「ロゴマーク」を使う場合のルールです。	21
第3章	キャラクターのデザインについて・・・・ 「ゆきママとしずくちゃん」を使う場合のルールです。	24
第4章	食品について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
第5章	その他(広告や個人使用、着ぐるみについて) • • 広告や個人での使用に際して注意する点などです。	55

第1章

申請の手続きについて





申請には、下記の書類を"必ず"提出してください。

白山手取川ジオパークのPRのため、「ロゴマーク」と「ゆきママとしずくちゃん」を ご活用ください。使用する場合には、営利・非営利を問わず事前の申請による許可を 得ることが必要です。また、使用料は無料で、1回の許可で最大3年間有効です。

申請に必要なもの・・・

- ① 使用申請書(印鑑が必要です)
- ② 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料 ※ 個人の場合は、プロフィールや活動内容が分かるものを添付してください。
- ③ ロゴマーク、キャラクター等の使用状況がわかる完成見本等 ※ 見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等、確認できるものでOKです。
- ④ 製造または販売する店舗一覧(様式は自由です)



下記の使用には、申請が不要です。

- ① 市の機関が公用の目的で使用する場合
- ② 市内の教育施設および児童福祉施設が教育および児童福祉の目的で使用する場合
- ③ 報道機関が報道および広報の目的で使用する場合
- ④ 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当する場合(個人の年賀状での使用など)
- ⑤ 在庫品を販売する場合(当初の許可内容に変更がない場合のみ)





使用申請書に必要事項をご記入のうえ、 事務局へ郵送または持参してください。

提出先

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地石川県 白山市 観光推進部 ジオパーク推進室内 白山手取川ジオパーク推進協議会

使用申請書は、ホームページからダウンロードするか、 または、事務局よりFAXにてお送りいたします。



白山手取川ジオパーク



T924-8688

石川県白山市倉光二丁目1番地

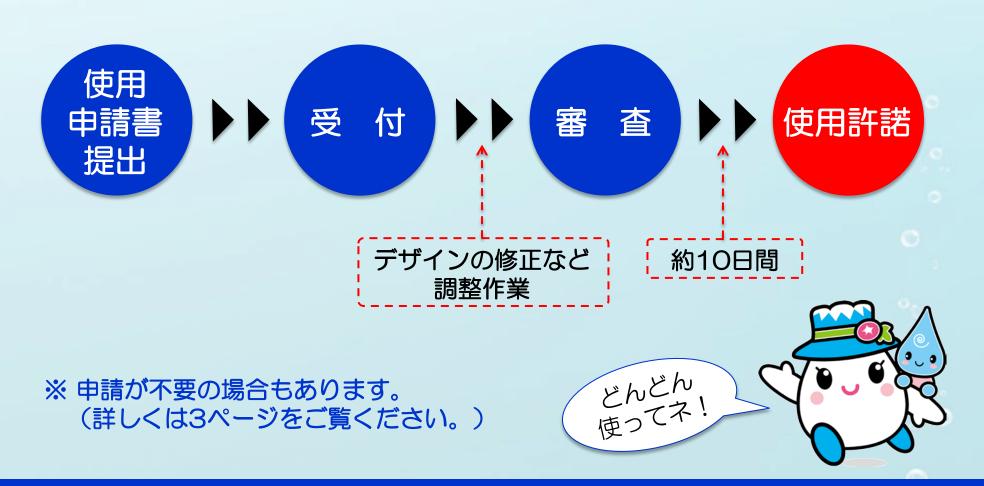
白山市 観光推進部 ジオパーク推進室

TEL: 076-274-9564

FAX: 076-274-9546

受付完了後、審査から使用許諾まで、約10日間程度かかります。 余裕を持ってお早めに提出してください。

※ 修正等が必要な場合は、上記の期間以上かかる場合があります。



使用申請書の記入例(様式第1号)

別記様式第1号の1

白山手取川ジオパークロゴマーク等使用申請書 [販売する商品]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

白山手取川ジオパーク推進協議会長 様

郵便番号 ○○○-○○○
住所 ○○市○○△丁目××-×
商号又は名称 ○○○株式会社
代表者職 代表取締役社長
代表者氏名 ○○○○

白山手取川ジオパークロゴマーク等を使用したいので、下記のとおり申請します。

文房具 (ペン、ノート、メモ帳) 食器(マグカップ) 商品名に「ゆきママ」や「し 衣類 (Tシャツ) ずくちゃん」の利用不可 計5種類 申請する商品の種類 合計点数 (色違い・サ 種類 イズ違いも1点でかぞえる) 合計 18 具体的な内容 ペン:2点、長さ15cm、計2,000個、105円 ノート: 2点、A4、計2,000個、105円 (数量・サイズ・製造予定 数·販売価格·販売場所· メモ帳:2点、15cm×7cm、計2,000個、105円 マグカップ:3点、マグサイス、計1,000個、315円 販売先等を詳しく記載して Tシャツ: 3点×各S·M·L、計9,000個、1,050円 (ださい。) 販売場所 1 白山市内 (2)市内および県内 3 その他 (当てはまる番号に○をつ け販売場所を詳しく記載し 道の駅:〇〇市、〇〇市、〇〇町 物産館:〇〇市、〇〇市、〇〇町 てください。) 計6か所 使用期間(3年以内) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 キャラクター名の 文房具は裏表紙、マグカップは商品の箱、衣類はタグに記載 記載場所 連絡先 担当者名: △△ △△ 電話番号:000-000-0000 FAX:000-000-0000 E-MAIL: ****@******ne.ip

添付書類

- (1) 使用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフ等) 個人の場合はプロフィール

別記様式第1号の2

白山手取川ジオパークロゴマーク等使用申請書 [商品以外]

平成○○年○○月○○日

ED

白山手取川ジオパーク推進協議会長 様

郵便番号 ○○○-○○○
住所 ○○市○○△丁目××-×
商号又は名称 ○○○休式会社
代表者職 代表取締役社長
代表者氏名 ○ ○ ○

白山手取川ジオパークロゴマーク等を使用したいので、下記のとおり申請します。

名称 「ゆきママとしずくちゃん」 使用区分 印刷物(チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等) (該当する番号に○を 2 看板·店舗壁面·商品POP等 つけてください。) (3)WEB上の使用 4 販促用の景品 5 その他 1 新聞折り込みチラシ、20,000枚、A3判両面刷り、白山市内全域 具体的な内容 (配布数量・サイズ・配 3 自社ホームページでの紹介 布場所·広告回数等 使用期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 キャラクター名の 記載場所 担当者名:△△ △△ 連絡先 電話番号:000-000-000 FAX:000-000-0000 E-MAIL: ****@******ne.ip

添付書類

- (1)使用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2)企業、団体等の概要書(パンフ等) 個人の場合はプロフィール

個人で申請される方の添付書類 「プロフィールが分かるもの」について。

商店 などの 場合

主な販売品やいつ頃からお店を はじめたかなど、下記のような 内容をお出しください。

農林漁 業などの 場合

主にどのようなものを生産また は取り扱っているのかなど、下 記のような内容をお出しくださ い。

[例]

お 名 前	
ご 住 所	
電話番号	
お店の経歴 取扱い商品 (生産してい る な ど)	例/昭和40年頃から食料品店 をしております。(住所は 同じ) 取扱い商品は、加工食品、 特産品です。
その他	

[例]

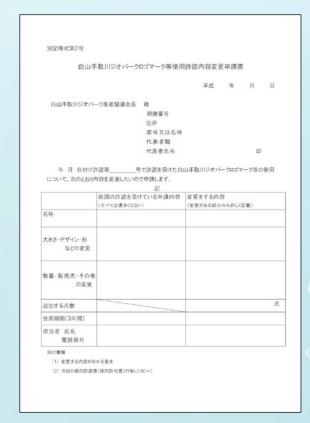
お 名 前	
ご 住 所	
電話番号	
お仕事内容 取扱い商品 (生産して いるなど)	例/トマト農家です。 道の駅「〇〇〇〇」に出荷 し、販売しています。主な 生産品目は、トマト、しい たけです。
その他	

デザインや種類を増やしたい場合など、現在、ご利用中の方で、 内容を変更する場合には、変更申請が必要です。

- ぬいぐるみのデザインを変えたい。
- ●追加で色の種類を増やしたい。
- ●申請時より販売数が増えた。

以前、申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になります。(この場合、許諾番号は前回とは異なります。)





変更や追加があった時に使う申請書です。 前回に申請された物件の欄は全て記入し、 追加変更後には変更する部分のみを記入 してください。

変更申請書の記入例(様式第2号)

別記様式第2号

白山手取川ジオパークロゴマーク等使用許諾内容変更申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

白山手取川ジオパーク推進協議会長 様

郵便番号 ○○○-○○○
住所 ○○市○○△丁目××-×
商号又は名称 ○○○○株式会社
代表者職 代表取締役社長
代表者氏名 ○○○○ [6]

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け許諾第<u>〇〇〇</u>号で許諾を受けた白山手取川ジオパークロゴマーク等の使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

C

	ūC			
	前回の許諾を受けている申請内容	変更をする内容		
	(すべてお書きください)	(変更がある部分のみ詳しく記載)		
名称	文房具 (ペン、ノート、メモ帳)			
	食器 (マグカップ)			
	衣類 (Tシャツ) 計5種類			
	ペン:2点、長さ15cm	ペン:デザイン2点追加		
大きさ・デザイン・形	ノート: 2点、A4	ノート:デザイン2点追加		
などの変更	メモ帳:2点、15cm×7cm			
などの変更	マグカップ:3点、マグサイス			
	Tシャツ:3点×各S·M·L			
	ペン:計2,000個、105円	ペン:2,000個追加		
数量・販売先・その他	ノート:計2,000個、105円	ノート: 2,000個追加		
数量・販売元・その他 の変更	メモ帳:計2,000個、105円			
の変更	マグカップ:計1,000個、315円			
	Tシャツ:計9,000個、1,050円			
追加する点数			4	点
使用期間(3年間)	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から			
	平成○○年○○月○○日			
担当者 氏名	$\triangle \triangle$ $\triangle \triangle$			
電話番号	000-000-0000			

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の使用許諾書(使用許可書)の写し(コピー)

使用申請書に添付する「商品等の見本」について。

商品(見本)の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、ロゴマークやキャラクターをどのように利用するのか、具体的にわかるものが必要です。また、「ゆきママとしずくちゃん」とキャラクターの名称を入れる場合は、その表記も入れて、サンプルのご提出をお願いします。

[商品]



どんな商品になるのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。(POP、タグ、台紙等についても申請時にまとめてデザインを提出してください。)現物を提出できない場合は、設計図等を提出してください。

[パッケージ]



どこに、どのような大きさ・色で使うのかを明記してください。 (シール・ラベル等を商品に貼り付ける場合は、シール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像を付けてください。)

[チラシ・パンフなど印刷物]



印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのかを明記してください。

完成した製品は、現物を事務局へ郵送・ご持参ください。

商品等の場合は、完成品を提出してください。 ホームページや広告の場合は、印刷したもの等を ご提出ください。



使用期間が満了しても、在庫の販売はOKです。

許諾期間の満了後において、商品等の 在庫が残っているときは、当初の許可 内容(使用品の名称、販売小売価格・ 製造予定数)を変更しない限り、改め ての変更の申請は不要で、期間満了後 も、在庫がなくなるまで、引き続きご 使用いただけます。





ご使用に当たっての留意事項。

● ご使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を 負うものとし、白山手取川ジオパーク推進協議会は、一切の責任を負いませ ん。

② ご使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示を はじめとした関係法令を順守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにし てください。

❸ 使用許諾は、白山手取川ジオパーク推進協議会が著作権を有する「ロゴマーク」と「ゆきママとしずくちゃん」を使用することを許可するものであり、使用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。



次の場合、ご使用は許諾できません。

- ① 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- ② 白山手取川ジオパークの信用または品格を害するものと認められる場合
- ③ 第三者の利益を害するものと認められる場合
- ④ 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認するおそれがあると認められる 場合
- ⑤ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に定める営業を行う者が利用する場合(※販売先が同営業を行う者である場合も含む)
- ⑥ ロゴマークやキャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ⑦ ロゴマークやキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ⑧ 立体物で、その表現がロゴマークやキャラクターの立体物と認められない場合
- ⑨ ロゴマークやキャラクターの著しい変形、その他ロゴマークやキャラクターの使用が適当でないと認められる場合

手続き Q& A



- **Q1** 商品に「ロゴマーク」や「ゆきママとしずくちゃん」を使用したいのですが、 使用料がかかりますか?
- **A 1** 商品などの販売を目的にしている場合も含め、当分の間は無料です。
- Q2 個人が使用する場合でも、使用申請が必要ですか?
- A2 個人で年賀状などに使用される場合は、使用申請は不要です。
- Q3 使用申請書の提出は、メールでもよいのでしょうか?
- A3 事前の相談や内容の確認は、メールやFAXでも構いません。しかし、正式な 使用申請書は、郵送または持参により提出してください。

- **Q4** 店内の掲示用のポップ広告(商品の広告)についても、新たに使用申請する必要がありますか?
- A4 商品への使用申請と一緒に申請してください。申請後にポップ類を作成する 場合は、再度、変更申請をしていただくことになります。
- **Q5** 商品と一緒にその商品のカタログやチラシを作ってPRしたいのですが、商品とカタログ・チラシのそれぞれで使用申請が必要ですか?
- A5 商品の使用申請時に、そのカタログやチラシの原稿等も添付して、一括にて申請してください。申請後に追加でカタログ・チラシを作成する場合は、再度、変更申請をしていただくことになります。
- Q6 どのような場合に「変更申請」が必要となりますか?
- A6 使用許諾後、商品等のデザイン、数量、色、大きさ等が変更になった場合には、変更申請が必要となります。また、商品自体が変わる場合は、変更申請ではなく、新規の使用申請が必要です。

- Q7 個人の場合、添付する「プロフィール」は、どのように書けばいいですか?
- **A7** 様式は自由です。「仕事の内容」「仕事の経歴」が分かるものを添付してください。(P6参照)
- Q8 許諾を受けた商品などの使用期限に制限はありますか?
- A8 許諾日から3年以内です。3年を超える場合は、改めて使用期間の追加申請を お願いいたします。
- Q9 使用申請書の印鑑は、何を使えばよいですか?
- A9 法人・任意団体の場合は、法人印または代表社印です。 個人の場合は、個人印(認印)です。(シャチハタ等のスタンプ印は不可)

- **Q10** 野球チームなどの応援旗やユニフォームに、「ロゴマーク」や「ゆきママとしずくちゃん」のイラストを使用することができますか?
- A 10 「ロゴマーク」や「ゆきママとしずくちゃん」が、特定チームや団体等のマークでキャラクターと誤認されないよう、白山手取川ジオパーク推進協議会事務局と、充分にご相談のうえ使用申請してください。
- **Q11** 企業の誘客のための広告看板として、「ロゴマーク」や「ゆきママとしずく ちゃん」のイラストを使用することができますか?
- A11 企業の誘客のための広告看板類も、特定企業のマークやキャラクターと誤認されないよう、白山手取川ジオパーク推進協議会事務局と、充分にご相談のうえ使用申請してください。また、「ゆきママとしずくちゃん」の身体に企業名を入れたり、個別の特定商品を手に持ったり、吹き出しで個別の企業や商品を推奨することは、固くお断りいたします。

- Q12 「ゆきママ」または「しずくちゃん」を単体で使用することができますか?
- **A12** 「ゆきママとしずくちゃん」をそれぞれ単体で使用することは、固く禁止して おります。必ずセットでのご使用をお願いいたします。
- **Q13** 「ジオパークまんじゅう」や「ジオせんべい」など、商品の名前や店名に「ジオパーク」、「ジオ」の冠を付けてもよいですか?
- A 13 「ジオパーク」や「ジオ」という言葉自体には、特に規制や制限はありません ので、商品や屋号、店名に冠を付けても構いません。
- Q14 Q13のように「ゆきママとしずくちゃん〇〇〇〇」など、商品の名前や店名 に「ゆきママとしずくちゃん」の冠を付けてもよいですか?
- **A14** 「ゆきママとしずくちゃん」は、白山手取川ジオパークのイメージキャラクターですので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や、特定企業をイメージさせるような使い方はできません。このような観点から、原則として、商品や屋号、店名に「ゆきママとしずくちゃん」の冠を付けることはできません。

- Q15 企業内の職員研修用の冊子の中に、「ロゴマーク」や「ゆきママとしずくちゃん」のイラストを使用することができますか?
- A15 企業内で、その企業と社員の方だけが見るものについては、使用申請は不要です。また、使用できる形状のままでのご利用をお願いいたします。 なお、個別企業、商品の推奨などの使い方はご遠慮をお願いいたします。
- **Q16** 会社の営業のため、「ロゴマーク」や「ゆきママとしずくちゃん」のイラスト を入れた名刺を作成して、配布することはできますか?
- A16 会社として名刺に使用していただくことは、白山手取川ジオパークのPRのため、大いにご活用をお願いするところです。ただし、使用申請のうえご利用をお願いいたします。また、キャラクターの使用については、イラストの近くに「ゆきママとしずくちゃん」と明記していただくことを推奨しております。

- Q17 企業や団体の概要書の中に、「ロゴマーク」や「ゆきママとしずくちゃん」の イラストを入れて、外部に配布することはできますか?
- A17 外部に配布する場合や、一般の方がご覧になるような場合は、使用申請が必要です。また、キャラクターの使用については、イラストの近くに「ゆきママとしずくちゃん」と明記していただくことを推奨しております。
- Q18 シールを作りたいのですが、可能ですか?
- M売用グッズとしてのシール(「ゆきママとしずくちゃん」のシールセットなど)は、シール単体の商品として使用申請のうえご利用できます。ただし、製品やパッケージなどに貼るシールは、当該シールを貼る製品とセットで許諾しますので、製品に貼った実際に利用する形で、使用申請書に資料を添付してください。申請にあたっては、シールのデザイン案とそのシールを貼る商品の画像が必要です。

第2章

ロゴマークの デザインについて

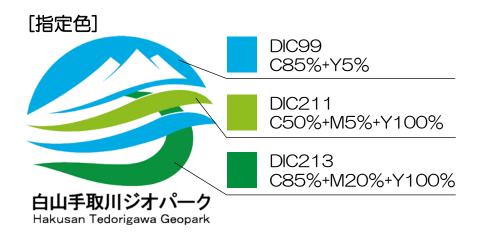
【デザイン趣旨】

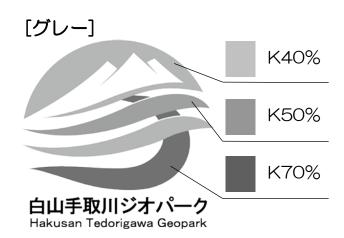
手取川の「手」の文字をモチーフとして、白山 手取川の風景をイメージし、白山と豊かな緑の 地をデザインとしています。



印刷の色は、原則、指定色または単色表示(1色)でお願いします。

ロゴマークの色を変更することはできません。指定色のままか、単色でのご使用となります。周りの印刷がカラーの場合は、指定色でご利用ください。 また、単色で使用する場合も、以下のルールをお守りください。





[单色表示]









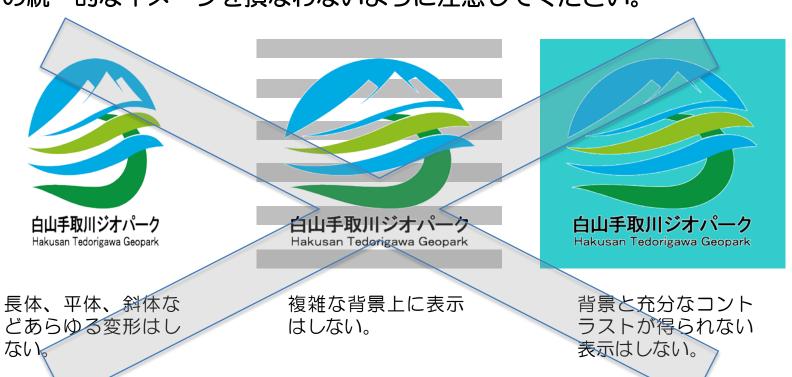


- ※ 背景に写真等があり、白縁が必要 な場合など、疑問点がございまし たら、個別にご相談ください。
- ※ 単色でのご使用で、特殊な表示を 行うときは、事前にご相談くださ い。



次の表示のご使用は、禁止いたします。

白山手取川ジオパークのイメージを正確に、かつ統一性をもって伝達するために、 ロゴマークは正しく表現、表示しなければなりません。つい行いがちな間違った使 用を表示禁止例としてあげました。これらを充分ご理解のうえ、白山手取川ジオ パークの統一的なイメージを損なわないように注意してください。



第3章

キャラクターのデザインについて

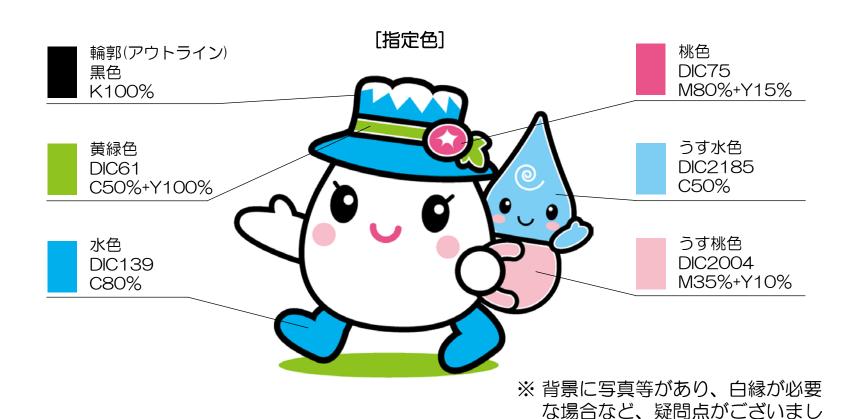
【デザイン趣旨】

白山をイメージした帽子にあさがおの花。白山 の雪でできた「ゆきママ」が、背中のリュック に雪解け水の「しずく」を背負い、白山手取川 ジオパーク内を一緒に旅しています。1人でも 多くの人に、故郷の素晴らしさを知ってもらい たいと思っている仲良し親子。白山市観光特使。



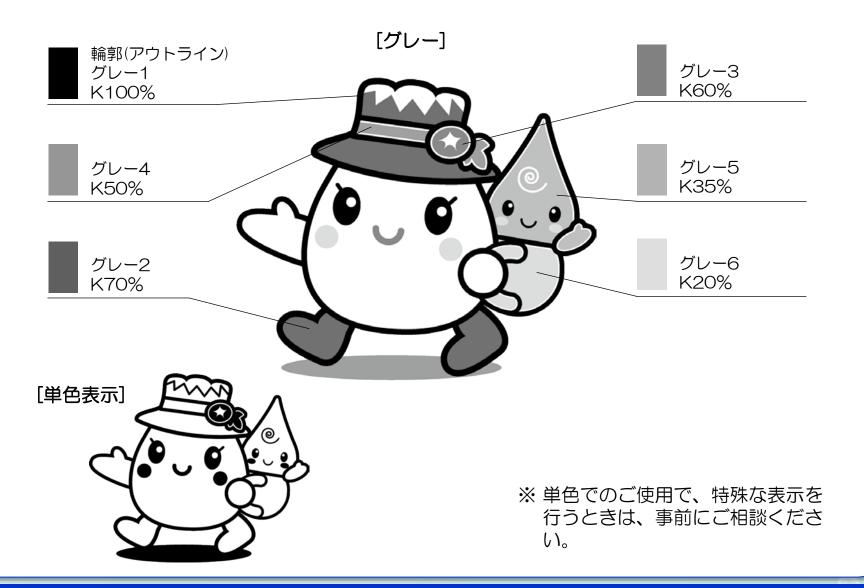
印刷の色は、原則、指定色または単色表示(1色)でお願いします。

キャラクターの色を変更することはできません。指定色のままか、単色でのご使用 となります。周りの印刷がカラーの場合は、指定色でご利用ください。



たら、個別にご相談ください。

単色(グレー)で使用する場合も、以下のルールをお守りください。



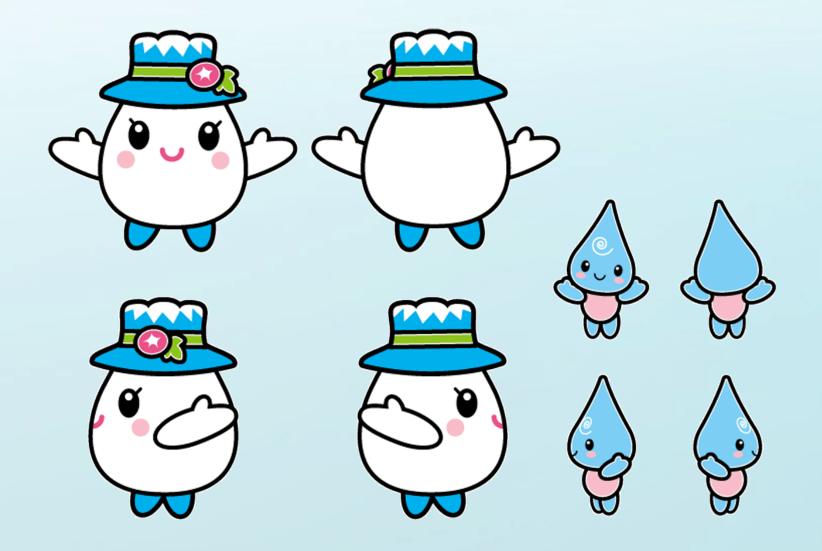
キャラクター「ゆきママとしずくちゃん」イラスト集

- ●4面展開図
- 基本バージョン(ノーマル)
- 基本バージョン(1~20)
- 生活関連バージョン(1~5)
- ●食関連バージョン(1~8)
- ●民俗風習関連バージョン(1~4)
- ●レジャー関連バージョン(1~12)
- ●その他のバージョン(1~4)





4面展開図



基本バージョン(ノーマル)



白山手取川ジオパークイメージキャラクター 「**ゆきママ**と**しずくちゃん**」

基本バージョン(1~20)























[13-右を指さす]



[14-左を指さす]



[15-上を指さす]



[16-下を指さす]







[18-地図を見る]



[19-肩乗り]



[20-正座する]



生活関連バージョン(1~5)









[5-ゴミ拾い]





食関連バージョン(1~8)

[1-いただきます]



[3-地産地消]



[2-料理]



[4-おむすび]











民俗風習関連バージョン(1~4)









レジャー関連バージョン(1~12)

[1-海水浴]





[2-パラグライダー]



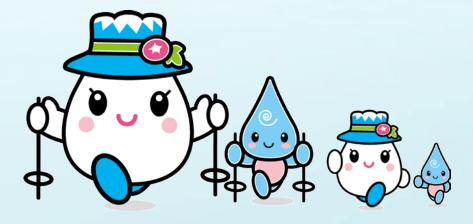
[3-川下り]







[5-ウオーキング]



[6-サイクリング]



[7-スキー]





[8-スノーボード]





[9-登山(夏山)]

[10-登山(秋山)]

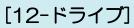














その他のバージョン(1~4)





[2-化石発掘]



[3-防災訓練]



[4-「白山めぐみん」と]

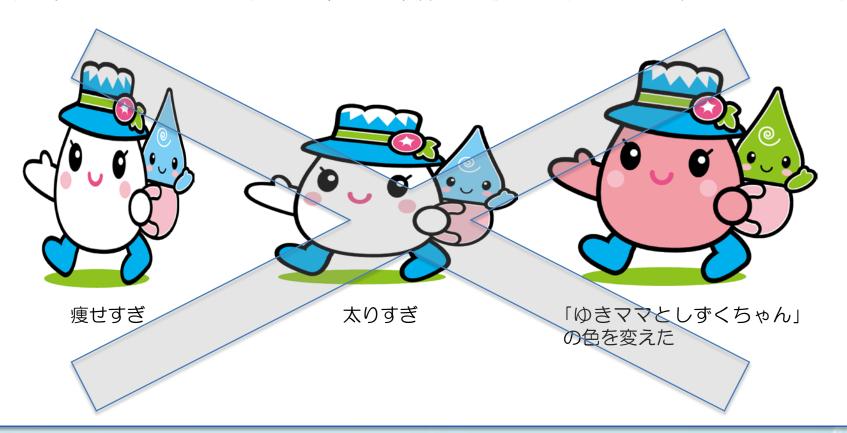




「ゆきママとしずくちゃん」を変形したり、 色を変えたりしないでください。

「ゆきママとしずくちゃん」の、たて・よこ比率を変形したり、色を変えたりしないでください。

また、「ゆきママ」と「しずくちゃん」単体での使用も、固くお断りしております。





商品名・会社名等にはご使用できません。

NGな例

- ゆきママとしずくちゃん饅頭
- ゆきママとしずくちゃん煎餅
- ゆきママとしずくちゃんアイス
- ●ゆきママとしずくちゃんストラップ
- ●ゆきママとしずくちゃんマグカップ
- ゆきママとしずくちゃんタクシー
- ●ゆきママとしずくちゃん亭
- ゆきママとしずくちゃん寿司
- お得な「ゆきママとしずくちゃんパック」

OKな例

- ジオパーク饅頭 (ゆきママとしずくちゃん柄入り)
- ジオマグカップ (ゆきママとしずくちゃん柄入り)
- ●ゆきママとしずくちゃんのマグカップ
- ●ゆきママとしずくちゃんのストラップ

事前に 相談してネ!



「ゆきママとしずくちゃん」に文字・商品等の写真をかぶせたり、特定の企業・団体や商品を応援するご使用はできません。









店名などを「ゆきママ としずくちゃん」に持 たせたり、ふきだしで 言わせることはできま せん。









「ゆきママとしずく ちゃん」が特定商品の 名前を指差したり、お ススメするような表現 はできません。

「ゆきママ」は女性です。男性の格好をさせることはできません。「しずくちゃん」には、まだ性別が特定されていません。性別が特定されるような格好はできません。

また、企業や団体を特定させるような制服なども着させられません。

- ×…企業名や団体名が入っている ものは、着させられません。
- ※…企業名や団体名が入っていなくても、デザインで特定できるような制服・ユニフォームも着させられません。

- ×…「ゆきママ」に男性を連想させるものは、着させられません。
- X…「しずくちゃん」にリボンを付けたり、蝶ネクタイを付けたり、性別を連想させるものは、 着させられません。





- **Q1** 「ゆきママとしずくちゃん」の色を変えてもかまいませんか?
- A1 指定色または単色表示(1色)をご使用ください。また、変形させることもできません。個別にどのような商品等かを確認してうえで、ご使用の許諾を判断しますので、使用申請書には必ず見本(見本が添付できないときは写真・図等)を添付してください。
- Q2 特定の商品を手に持たせることは可能ですか?
- A2 特定の企業の商品を持たせることはできません。白山菊酒、ふぐの糠漬け、 そば、堅とうふなど、一般的な白山市の特産物、農産物などであれば可能です。

- **Q3** 「ゆきママとしずくちゃん」のポーズを変えたりすることは可能ですか?
- A3 原則としてP24~41のポーズをご使用ください。 また、帽子や履物についてもそれぞれ意味がありますので、違うものに変更 しないでください。 ただし、既存のポーズに特定の企業や団体のものではない小物を身につける

ただし、既存のポーズに特定の企業や団体のものではない小物を身につけることは可能ですが、特定企業のマークやキャラクターと誤認されないよう、白山手取川ジオパーク推進協議会事務局と、充分にご相談のうえ使用申請してください。



第4章

食品について

食品へのご使用は、関係法令による表示義務の遵守なども併せて行ってください。



食品へのご使用は、白山市内で製造または販売される場合に限ります。

製造販売	市内	市外
市内	O	O
市外	O	X

食品へのご使用の場合も、関係法令による表示義務を遵守 するとともに、製造物責任における責任の所在を明らかに する表示が必要です。





ご使用できる食品は、下記に限ります。

白山市内で食品を製造される場合

市内及び市外・県外(国内に限る)において販売できます。この場合は、市内の製造事業者または市内の販売事業者のいずれかで使用申請してください。 (市外の販売事業者は、使用申請できません。)

白山市外(国内製造に限る)で 食品を製造される場合

市内での販売に限ります。この場合は、 市内の販売事業者または市内の各販売 所のいずれかで使用申請してください。 (市外の製造事業者や販売事業者は、 使用申請できません。)

※ ただし、白山市内で生産された農林水産物を使用し、市産品の販路拡大およびPR効果が見込まれる場合や、市内のご当地料理の名前を使用するなどし、販売エリアや個数が大きいなど、全国にPRする場合は、例外的に認める場合もありますので、個別にご相談ください。

人への危害が発生した場合には、下記の措置を執ります。

製造事業者の場合

製造されている食品(白山手取川ジオ パーク推進協議会が使用を許諾した食 品だけではなく、製造されているすべ ての食品を含みます。)により、人へ の危害が発生した場合には、その事実 が明らかになった時点で、推進協議会 が許諾した食品に係る使用許諾(変更 許諾の場合も含みます。)を、直ちに 取り消す場合があります。

販売事業者の場合

白山手取川ジオパーク推進協議会が使用を許諾した食品により、人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、推進協議会が許諾した食品に係る使用許諾(変更許諾の場合も含みます。)を、直ちに取り消す場合があります。

食品Q&A



- **Q1** 弁当や惣菜のふたや掛け紙に「ロゴマーク」や「ゆきママとしずくちゃん」 のイラストを使用して良いですか?
- A1 食品の容器やパッケージに「ロゴマーク」や「ゆきママとしずくちゃん」の イラストのご使用は可能です。ただし、食の安全性の確保の観点に充分ご留 意ください。
- **Q2** 市外のA社で製造した加工食品を市内の5社に卸して販売をしてもらうのですが、使用申請は市外のA社になるのですか?それとも市内の5社になるのですか?
- A2 食品へのご使用は、白山市内で製造または販売をする場合に限ります。具体的には、白山市内での製造であれば市内および市外において販売いただけますが、白山市外での製造の場合は、市内業者さんによる市内販売のみに限らせていただきます。したがって、市内の5社において、それぞれ使用申請をしていただくことになります。

第5章

その他 (広告や個人使用、着ぐるみについて)

その他の重要事項を説明しています。最後までお読みください。



広告や個人使用の場合は、次の点にご注意ください。

● イラストと着ぐるみの写真の取り扱いについて

白山手取川ジオパーク推進協議会が提供するイラストも、個人で撮影された着ぐるみなどの写真も、ご利用する場合は、原則として使用申請が必要です。 ただし、個人で撮影された写真を不特定の方が対象ではなく、個人で楽しむ範囲であれば使用申請の必要はありません。(例えば、年賀状での使用や、個人のブログ、フェイスブックに掲載したりする場合。)

2 許諾を受けた商品の、写真での使用について

許諾を受けた商品を撮影し、その写真をテレビ、チラシや新聞広告に掲載することは可能です。ただし、個別商品を応援するような表現はできません。

❸ 新聞・雑誌への着ぐるみの写真掲載について

新聞・雑誌について、着ぐるみの写真をイベントの周知など広報の目的で掲載する場合は、使用申請は不要ですが、販売促進、誘客などの目的で広告などに使用する場合は、使用申請が必要です。事前に白山手取川ジオパーク推進協議会事務局にご相談ください。

「ゆきママとしずくちゃん」の"着ぐるみ"がご利用できます。

「ゆきママとしずくちゃん」は、白山市の観光特使でもあり、各方面で活動の幅を広げています。

さらに知名度を上げるために、各種イベントへ"着ぐるみ"の貸し出しをしています。保育所や学校行事での出演など、白山手取川ジオパークのPRにご活用ください。

ただし、貸し出しは着ぐるみ本体のみとなり、着用する人(中に入る人)は依頼者側で手配をお願いします。

申し込み先

T924-8688

石川県白山市倉光二丁目1番地

白山市 観光推進部 ジオパーク推進室

TEL: 076-274-9564

FAX: 076-274-9546



白山手取川ジオパーク推進協議会

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 白山市 観光推進部 ジオパーク推進室 内 TEL/076-274-9564 FAX/076-274-9546 URL/http://hakusan-geo.main.jp E-mail/geopark@city.hakusan.lg.jp

